

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険資格管理・給付関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田上町は、国民健康保険資格管理・給付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新潟県田上町長

公表日

令和7年4月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険資格管理・給付関係事務
②事務の概要	国民健康保険法及び高齢者の医療に関する法律に基づき、被保険者の資格管理、医療給付に関する申請及び届出の受付、資格確認書及び減額認定証の発行、レセプトのチェック・管理、オンライン資格確認等の事務を行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同し
③システムの名称	総合行政システム（国民健康保険システム）、国保総合システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名

個人資格ファイル、所得資産ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,95,97,106,109,120の項 （情報照会の根拠） 号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42,43,44,45の項 〈オンライン資格確認に関する業務〉 番号法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認事務として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	959-1503 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町 総務課 0256-57-6222
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	959-1503 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町 町民課 0256-57-6115
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

9. 税則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐ 接続しない(入手) [☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請時に個人番号が必要となる場合は、申請者本人から提供を受け、その上で真正性の確認を行っている。 年1回の特定個人情報取扱者研修を実施している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能とする権限を付与しており、担当以外の業務に関して、特定個人情報を紐付けられることはない。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	～レセプトのチェック・管理等の事務を行う。オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備	～レセプトのチェック・管理、オンライン資格確認等の事務を行う。	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	オンライン資格確認の準備業務 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携	オンライン資格確認業務 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年9月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	クラウドに関する記載無し	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」	事前	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 2. 事務の概要	国民健康保険法及び高齢者の医療に関する法律に基づき、被保険者の資格管理、医療給付	国民健康保険法及び高齢者の医療に関する法律に基づき、被保険者の資格管理、医療給付	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	新規	別紙評価書の通り	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	別紙評価書の通り	事後	